

ホチキス  
(様式D-2提出  
の場合はダブル  
クリップ等)

# 1 埼玉県

会社名	事業所名

チェック欄			添付した申請書及び書類のチェック欄に 印を付してください。
建設 工事	査設 ・計 測・ 量調	維土 持木 管理 施設	書 類 名
必須			1 競争入札参加資格審査申請書(基本個別情報)(様式C-1)
工事必須	×	×	2 建設工事請負個別情報(様式C-2)
設計・調査・測量 必須	×	×	3 設計・調査・測量個別情報(様式C-3)
土木施設維持管理 必須	×	×	4 土木施設維持管理個別情報(様式C-4)
			5 【代理人を置く場合】委任状(様式C-5)
必須			6 埼玉県税の納税状況等照会同意書(様式D-1) 1、2、3
埼玉県内に事業所 がある場合必須			【個人事業者のみ対象】 7 市町村が発行する個人住民税の納税証明書 (「滞納額がないこと」を証明するもの) 4、5、6
該当する場合	×	×	8 埼玉県・建設工事申請者(県内本店)用提出書類確認リスト(様式D-2) 及び必要書類

(中小企業等協同組合等で申請する場合、官公需適格組合の算出方法の特例を希望する場合)

協同組合等必須			9 組合員名簿(様式C-7)
協同組合等必須			10 役員名簿(様式C-8)
特例希望の場合 提出	×	×	11 官公需適格組合証明書の写し
特例希望の場合 提出	×	×	12 経営事項審査の総合評定値通知書の写し(組合と組合員のもの)
特例希望の場合 提出	×	×	13 官公需適格組合資格審査数値計算表(様式C-9)

- 1 課税されていないことを含めて納税状況等を確認するため、埼玉県内に事業所がない場合も必ず提出してください。
- 2 納付後間もないなど、納税状況(法人の場合は法人県民税・法人事業税、個人の場合は個人事業税)が確認できないときは、申請者に納税証明書の提出を求めることがあります。
- 3 県内で事業開始後の決算が未到来で、所管県税事務所への申告期限を迎えていない場合は、様式D-1に加えて、県税事務所に提出した「法人の設立等報告書」(法人)、「事業開業報告書」(個人)の写しを提出してください。
- 4 写し(コピー)でも結構です。ただし、記載内容がはっきりと確認できるものを提出してください。
- 5 申請日前3か月以内に交付されたもののみ有効です。
- 6 発行日現在において「滞納額がないこと」を証明するものを提出してください。  
滞納の税額がない旨の納税証明書を発行しない市町村の場合、直近の個人住民税の納税証明書又は非課税証明書を提出してください。  
(県内に事業所を開設してから決算を経っていない場合は、開業届等を提出してください。)

提出する書類は、申請日現在において有効なものに限ります。(期限切れ等がないか、よく確認してください。)  
このチェックリストを表にして、順番どおりに書類を重ね、左上をホチキスで綴じて提出してください。  
ただし、様式D-2を提出する場合は、左上をダブルクリップ等で綴じて提出してください。